

官像辨

73

3677

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

73  
3677

9



丸安ヲ可心得然トモ必機ヲ張真古ニ勞ス  
ス勝負ハ根源ヲ不犯則ハ終ニメスル安ナシ。  
戰場ニ速ニ其期ヲ見發心術後次、勝負ト  
場至テハ速ニ其期ヲ見ル安身所也故ニ速ト云  
知其期ヲ見ル處ニ勝負有板其期ニ速ニ見  
一念ノキ所ニアリ發心術ト機ヲ見テ發動ス  
番鎧ニ番鎧場中ノ傷等種々有ニ、又三作  
術ト云己ノ心ヲ發戰ノ期既ニ彼末一息モツキ  
ニコソ活然ハ一氣葉ヲナス己ノ傷勝負ノ無  
所乞友ニ有リ。後決勝負ハ後ノ事ト後之三節



保3  
門  
3677  
卷

管像辨



明治四十二年七月日  
小久江成一 氏寄贈

平貞丈著

北野乃天神の自画乃像と云ふあせよ多くあり  
其れをうるゝは海の神面相ももうへゆ  
乃色もあへり 裳束は東洋より 黒袍と紫を  
一の肩骨乃あへゆ 棱骨ちよどかわれり  
よひかあへて強裝束と云ふの角を人按もする古  
きやく画をたる竹口す 自画よひの後の人  
があづかへるほどを看像を貴へせんからむとぞ  
相の風氣とのひはてあるあずかる今だまます

故を考へて自画する事なかつたまつた  
爰返相へば我の像を画せん人より  
あり

ヨリ  
芭翁は大に嘗て其の墨相を北野の  
天神の出来や芭翁の墨相とひし同  
時の大師としてひそひそと隠れ、かゝる時  
平ない才を發揮せしとて芭翁の墨相、あつまひ  
よきモノ、醜陋たりぬる芭翁の墨相の如き  
をせしめあひへり時乎ははるかに芭翁の談言  
かくまくまく行ふ爰返相を芭翁は「芭翁」(流

セキニ時君を始めてせのんとも爰返相  
芭翁の墨相をすまよ羅人と思ひへり芭翁  
相の墨人をうなづいて芭翁(流されど)也  
後芭翁の作はれどもしてこそ筆意が如され  
流れきるに羅人せ羅人の筆にてはる所を  
あへてつゝ我翁とぞして一画であつてば  
人あるべくも思ひ得れど人を羅人の像を  
ばようさんあるがつくると考へてゐげと思  
ひ芭翁也芭翁の像を(芭翁)といひだる  
一画の事である

天神也西相と画ふ想ひはよしも

あつてあるあるあるあるある事

天神の面相怒り色をあつても御へて画へ  
太平記著述者實の罪とあひ流罪ありひ  
まや居みゆふくひまうりて雷もく法原  
殺め度て人をうみ殺すうとうの俗説を内に  
やゑひて西相と思へる神画へる也是菅丞相  
の人々をかねずして愚人内奸をあうき者  
生靈死靈の人々をとく殺す事どひとくやうよ  
あれある事や太平記の事す所が多也から

かずらす。官家後草といふ古書りや官丞相執筆  
は盡され居るひ時詩ともを集のへるもをと書  
乃詩ともとづくよす恨み怨うひ 詞へ一句も  
思す残よと詩の中九月十日とふ題乃詩

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨断賜

恩賜御衣今在此

捧持毎日辨餘查

やえりけり詩乃心ハ去年昌泰三年九月十日今  
ヒト御身清涼歌侍化セヨ秋思とつ顯セヒ  
おもとゆかの人に遣ひて我ひうへ鶴の羽もわとあけ  
うひゆるや情すて松島よ事よとて詩を作りまし

此詩解  
管公白  
注考  
（子述）

此詩解  
管公白  
注考  
（子述）  
トシテ衣やあよ泡（ねあうてぐひあわゆらぬと  
おはれをあわせりきのくまであまうてあらをあ日で  
おはせりあうじ風の吹くあわや香るよみて作  
色いふ是し高せあうのまへは風を忘れむまくる事  
さきよひにかまよむてあるてすも恨みぬくゆ  
まか一木の相罪とめてあらむせらむせら  
がまうて梅津國酒麿也浦、移りて名前とそれ  
も亦（おもひきのゆづて乃事と身つて書き  
立てむる）書を酒麿の日記と云て曰記より

九月二十日 政府の解体となりると  
はくくあはん人の見えばあくあんこれ  
うふのむく天馬（テレミ）のむくとかく  
あむひかなるとアムスル

せり心い九月のあにひよあつて莫底の右大臣の  
官をぬけて太宰権（テラノミツ）のやうに作まと書き  
うれせとくのめのづづくはるもあひひかじ  
くはあくやなを取れ御（アマリ）流つてまくす我  
大智（アマリ）の思ひがなる（アマリ）あまちうふうてえ  
のうかうかとやうのゆあつて天命をわれ思ひ

居ぬる事少く嘗て恨み怨りかからず我を  
死なれんを天命よりもわれわざめあり一キ宣  
賛人ふるはるすの御事あく爲人のかへ我をとか  
て死す一とすみて人を恨み怨らむといひて日  
や月や年やとぞかばんがくづかねど恨み怨りて嘗て  
居ぬる事少く嘗て恨み怨りて嘗て居ぬる事  
だらけられ一とくへや一とく嘗ての事也本朝  
俗談正誤よせ官家相流罪、延喜元年也同三年薨フシセり。  
平雷の傳源翁ル也延長八年也同二十八年也

忠臣竹や怨と恨み是一何ぞ二十八年を経て  
是二つ時半徒黨ハタツドウて呪呪せし作と流罪フウスイを定  
國などの諱臣是時平の官を免れどもうて  
いはれども殺すハサムと思ひゆる平ノ希世在延喜曇  
雷カミナリ燒殺する是ニテ後朱雀天皇の義平ヨシヒロ東大  
寺トウタクジお寺の雷カミナリも莫れ丞相の雷カミナリも亦爲ハサム也  
えりうげ延喜時アリれども天神の像の面相を  
おうち景カミナリ画カミナリもあわせり也莫れ丞相の目風  
えりうげ必死ハサムか死ハサム。

天神の像の出来を記す。画へてある事

一  
天神の像の出来を記す。画へてある事  
あい衣文と名付て摩那のたらふの事と  
て紫葉のゆきをもつて衣文を付す肩のいたたの臂  
の毛(シ)が紫葉のわれ(シ)をもつて  
や(カト)後(モ)の事と云はばらう。もと院と光園を跨  
有(アリヒ)と作合されて天神あり。や(カト)事(モ)續(ツル)せ能  
あ(モ)院と院記(モ)藻井(モ)と云ふ事(モ)ある。又延  
和(モ)時代(モ)こそ紫葉ある。されど(モ)と前(モ)の事  
あひらの事(モ)かがれ(モ)の天神(モ)也。

すく(モ)りあ(モ)神(モ)西(モ)へてこそ紫葉の始(モ)  
ち(モ)院(モ)代(モ)ハ(モ)紫葉(モ)在(モ)せ(モ)。喜(モ)元(モ)  
成(モ)百(モ)年(モ)後(モ)天(モ)下(モ)モ(モ)紫葉(モ)自  
画(モ)像(モ)。と(モ)紫葉(モ)ある。す(モ)と(モ)又(モ)又(モ)  
と(モ)後(モ)冠(モ)かへ(モ)や(モ)も(モ)國(モ)神(モ)冠(モ)ある  
べ(モ)す(モ)かへ(モ)下(モ)ある。す(モ)

菅公の像祀(モ)の事

菅家傳記曰昌泰二年二月十四日為右大臣 大將如  
先(モ)此先寛平九年七月十三日  
正三位見于同記

此時正三位右大臣也。衣服令(モ)定法諸臣(モ)礼服

一位深紫二位以上淺紫也然より後又改  
レルアリ日本記略曰嵯峨天皇弘仁元年九月戊  
戌朔壬戌是日制大臣身帶二位者聽著中紫今宣  
改著深紫又諸王二位已下五位已上及諸臣二位  
三位者依令條淺紫今改著中紫又大同二年制  
四位已上不得服用者今聽五位以上服用○近喜  
彈正式曰凡大臣帶二位者朝服著深紫諸王二位  
已下五位已上諸臣二位三位並著中紫云云これ  
ら乃父也く考リ又安公正三位右大臣時代の  
儀服ハ袍の色中紫といひ也ト  
十五夫深  
年五

紫と云ハ紫色也極深く濃くして思へり  
を云譬へハ葵ナリ紫色深くして思へり  
此紫ハ常より紫と云色あり深紫と號して深紫  
也薄此紫と云ふあらず中紫と云ハ深紫系と薄紫  
にて中間色として深紫又淺紫なり  
ハ深紫と云ふ

同記曰延喜元年正月七日授從二位

此時從二位右大臣也トヨ記セラ弘仁延喜の制大臣  
帶二位者著深紫也るをみて考るに安公從二位  
右大臣時よりは袍の色深紫と色をタマ

年五  
十七深紫の色とて記せりかく紫深て黒く成る

同記曰同月廿五日任太宰權帥熊右大臣右近衛大將軍

此時從二位をハ能うせりアリハ從二位太宰權  
帥セ上より記せらる弘仁延喜の制を以て考りヌ芳公  
從二位あるとも大臣セやのれり故よ深紫と  
著レバ中紫よつうども年五中紫の色也ト  
あハ中紫よつうども年五中紫の色也ト

トよからずか

同記曰同月廿五日薨于太宰府于時春秋五

十九

此時從二位太宰權帥也日本紀略曰延喜三年二

月廿五日丙申從二位太宰權帥道真薨于西府年五十九

上より記せらる弘仁延喜の制を以て考リムヒ時の像

アハ袍の色中紫也既より前より云々

同記曰延長元年四月廿一日贈正二位復本官右大臣

此時贈正ニ位右大臣セイ時の像ハ上より記せり從  
ニ位右大臣と同一く袍の色を以つども

同記曰正齊四年五月廿一日贈正一位左大臣

此時贈正一位左大臣セ衣服令一位深紫衣と  
あハ此時の像アハ袍の色深紫よつうども

弘仁延喜の制よりて一位と二位と常すり大臣と若く深紫をもせらるゝ事あり

同記曰同閏十月十九日贈太政大臣

此時贈正一位太政大臣也袍色上より  
官公の像左遷以前と贈官位と同一く袍色深紫也  
太宰權帥より左遷の間薨す日まで之袍の  
色中紫也

深紫よりよりも濃く紫をも極濃にしてゆゑふ  
又よりとよりはるゝ正暦の比より五倍テ淡薄  
て思深とする事にあらず也桃花紫葉これよりて

画工深紫の袍をどうとあはる事をのあつこれと  
黒深紫あつとも近本の被の色よりあつるこれ  
どりせ宣ひの時つまりて深紫をさむる時の深紫の色  
よかたゞ一紫の色をいへりて思へりかね  
また濃ゆきもの深紫は色つるみばづん中  
紫やじうどる事無國一れぬもうちる者一  
袍の文様の事

後代の袍の文繡唐草輪ニ輪凌の二種のとあつ  
じゆの文、風うなづけ是何の時代と定めれ  
か詳のとす又墨文と呼んで其と象と定て用

不れる文をもつて、其の三種は定制より  
和よ墨文とハ用ひ始もす。すありて、  
種公は定制より、欲稱より、上古より文の  
定制より、衣服令より、定法、あれど文の  
定法より、又延喜式正式より綾轡用五位以上朝服  
六位以下不得販用そと云定法、ありど文の定法、  
見えず又同織部式より綾の綾の名見えずれども  
此綾を以て袍を製もと云中へ見えず又唐草輪  
を輪遺雲霞等甚多見えず而よかく上古ハ五位  
以上の朝服、綾を用ひ六位以下の綾を被ふるの五位

ト位よりアヒテその差別とセニカの制度のこゝまで文の  
制シテあると國史より衣服の制度沿革シテえられ  
とと袍の文の制度を達られ申し因えず然れど  
古の袍の文は定らず或あゆまほうを或ひ人のね  
ぬうをて何文とも因えず文、物もあつりしかば  
アヒテ官家の像の袍の文は何文もす画へて何文  
かで申して、それがふうか、すを尋ねて画シカや  
土作の画工ハ官家の像、藻瀧、四葉草、三叶草の文を  
画ひ是等シテ文傳へてめび画シカ、朱色シカと長  
画一年中行事せ繪すたる卷の事より袍の文、

蓬莱より雲草あはす。古画の野風の像。青蓮  
門跡。かく藻よ。且雲草の文を画け。画工の名。詩うす。王像の  
冠服の被き。御院。以て御事。衣文。如。時。  
古様。かく感信。かく古画也。又。雲。モトリ。能有。  
タヒ天皇。の大臣。のじ衣。又。雲。モトリ。能有。  
タヒ天皇。の大臣。のじ衣。又。雲。モトリ。能有。  
タヒ天皇。のじ衣。又。雲。モトリ。能有。  
タヒ天皇。のじ衣。又。雲。モトリ。能有。  
神。たゞ。橋。正通。賀。而。那。る。詩。絞。鶴。衣。簡。舞。  
曉。風。本朝文粹。詔。歌。と。つ。ち。む。紀。の。雲。鶴。を。指。と。云。へ。是。



右古画小野道風像



右年中行事繪

管家乃様より云ひて  
事ひの事にあ  
様よ四葉草乃様

雪鶴の圖



後承念院  
殿裝末抄  
見

右藻四葉草乃文六繪所土佐家代舊傳也  
を又付(モ)他乃画家乃故實  
妄画する者  
と云うす  
雪鶴  
古書からえどる文より  
ぬけふくはきく竹とむこと画

袍の袖長の事

一 檜芥抄  
一條院長保元年袍の袖口<sup>ノ</sup>間一尺八寸ある  
正月二年一尺六寸ある  
ゆつとえぞうそれすう後  
又名の院長代衣文と云事始り  
以先の院長もあ  
くる次々ニ正年もつとあゆう上古ハ作り長くす  
續日本紀と元明天皇和銅元年八月制自今以後衣襷  
口<sup>ノ</sup>間八寸已上一尺以下隨人大小爲之云云又拾芥  
抄云袍袖口<sup>ノ</sup>間五位以上一尺爲限六位以下八寸女  
亦准此於格雜室毫六  
正月七日  
又延喜譚正式云凡衣袖口<sup>ノ</sup>間  
無問高下同作一尺二十寸已下其脇<sup>ノ</sup>間者一尺四寸其

表衣長纏著地云云 衣とあは 祔下ト下ト 稲祖等  
父よりれど管家家代像の祀り袖長く大に画へりす  
短く画へ古画の小野道風の像の袍流袖もあり  
みづり画へ袖長大する後代の風なり

裾り長れ事

裾ハ下襲ノ

一百練抄云後堀川院寛喜三年四月廿四日若宮御百  
日也今日出仕人々裾寸法事内々烏頭中官亮資賴  
朝臣奉行被仰下大臣八尺大納言七尺中納言六尺  
參議三位五尺四位以上四尺云云鎧抄云假令大臣  
一丈四五尺大納言一丈二三尺中納言一丈一二尺

參議八尺四位七尺次但近年無存す法之人只以長  
篇先旦又薩人高下可斟酌其長短也後堀川院御時  
雖被定寸法不拘制法次云云かく乃如く裾冗長く  
ありてるは後代のあやうり上古よりも短つやう也  
續日本後紀仁明天皇永和五年三月乙丑紀池田朝  
臣春野う事を記せる章に其裾離地差高袴襠露而  
見矣諸大夫皆驚云古之儀制應與唐同後代當ナラフニ  
春野衣冠古様と見てる諸大夫春野の裾冗て  
地をさすれても入るをみて古様也と云ふ者多  
當時裾が長くありて地を曳く程すありと/oru

冠をもむれり。被の端乃地に著て曳きまわされ  
事ある。されば、管より傳へて被の陽より地  
より冠を画へ。長と多く拂ひて画す。也

「冠の事」

今之冠は、被をもむれり。やへて頭とおどり、漆なり  
たるねど又ゆへて頭へり。頂は載せ定め也。又中  
すゝむ。へへ等と貫へ。古の冠は、すゆら根付  
今之冠も鳥飼も因くすゆら根付也。院代  
衣丈とすゆら根付。また事ある。法が納  
言枕草より。すよこやうわの腰よみ兩のつ。

あらぬひが、馬のつて前延。一ふる人のま  
ふるひびぜうのまのま。ひとうまのま  
いふるひびぜう。へんまのま。ひとうまのま  
あるをぬあひてかげり。やえに。さめに。れ  
この冠のむ。一ふるひが、馬のつて前延。  
とある人作れ。古代の冠稱をねらひん。  
そとつきて今風るま。一ふるひがのゆる。唐代の  
うちある。ま。一ふるひがのゆる。日本紀天武天  
皇十一年六月壬戌朔丁卯日女結髮。仍著漆紗冠。云  
云同十三年閏四月壬午朔丙申詔。皇子有圭冠冠而

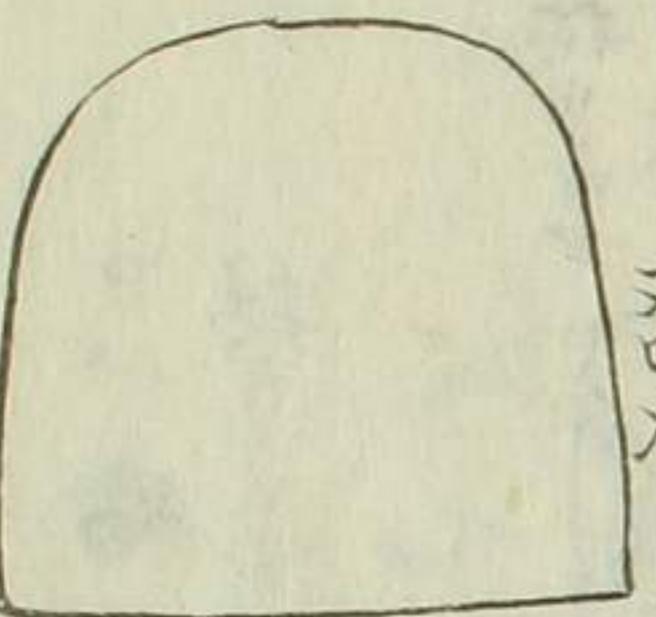
著者緒禪云云十一年紀ニ漆紗冠トありて十二年  
紀ニ冠制を改られ事つゝとす十三年紀より冠制  
を改られキリヌクニシテ亦よ圭冠ト云々され  
漆紗冠ハ而圭冠の事よりト漆紗とい其制を以  
てりる也紗トシテ之を圭とい其形を以てり  
るやまハ上圓下方下放ある形け事小神顛會吉而て  
即後代の立鳥帽子也此圭冠ハ紗ト漆のみにて  
やからうありていは圭冠の縫目の方を前と後へ  
して立るを後代立鳥帽子ト云又其縫目のすとを右  
へあてて左を左にひて額すと右へ撫でやり髪の不  
あり左の鷲圖と見て熟考也

髮ハ頭乃高 にて絞り、上を引紐より括思ハ髪のひる  
會 て、スカウ やそのぬくもあらや燕尾纏乃 其小紐ト付てある。  
へ後代の纏の垂柳カヤ かくる勢ひよく只直メ垂下る

あり左の鷲圖と見て熟考也

圭冠 漆紗冠

ヌミソ



今ヤ子

圭冠ヲ髪ヲ所ニテ

ヌヒメ



燕尾

アケ緒



此小紐ニテ紋り穿  
タル所ヲ結フ

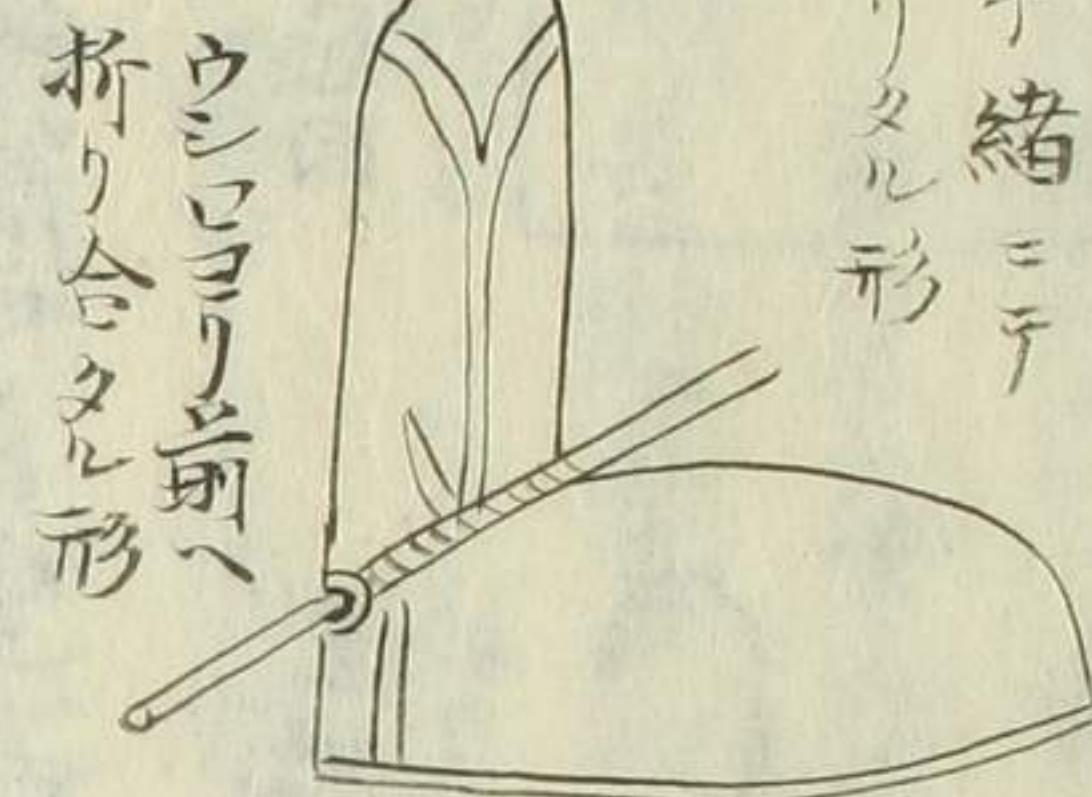
右愚梅ノ趣せ猶下ノ圖ニテ考シ

今世ノ冠ニ古ノ圭冠ヲ括タル麻ノ存セル圖

アハ緒ニテ  
括タル形

今世ノ纓 蕉尾ニ似ス

括リヨセ  
テシハノ  
ヨリタレ  
形



此筋左右ニ在リ古ノ圭冠ノ縫  
目ノ形ナリ  
アハ緒ノムスアリ今ハ笄ニナリ



又左ノ所に出せる古画小野道風像を以て古  
乃風貌と考へ見ゆヘン

吉蓮院御門跡所藏古画小野道風像



硯宣紙アリ畧之

右みつあくあねて管公比像の冠上古主冠を括  
て見る所を画へて今世の冠を画す。也。

平緒の事

一今世の切平緒を用ひ切平緒と云ひ垂を別々作り  
てます。古ハ續平緒を續平緒と云ひ垂を別々  
作らす。結び附を長くして前垂を下移す  
あり。結び附より垂を草木等の物を繡  
てモ端を角を以て文をかげて上刺をする。古  
垂は今代垂の上刺、上下左右とももあらず古  
ハ左をへり。古有り。紀州熊野新宮の神宝の中ア

古主年緒あり。左右がくよ上刺ありて上下よふし  
地乃色淺紅やうて繡。唐化か草す。総り淺紅  
て端に萌え糸サ支。左右の上刺の明黄糸の竹  
見。管家乃様よ續平緒を画へ。垂乃ニテ  
ある。身を画もば。お平緒と足す。

太刀の事

一太刀、武官からくる人の事である。文官の中も敕  
授帶叙の宣下あるに充ずる。管公は寛平九年六  
月十九日任權大納言兼右近衛大將昌泰二年二月十五  
日在大臣右近衛大將也。元ある。管公從三位右大

臣兼右大將乃時の像々ハ帝叙と画へき事勿論也  
延喜元年正月廿五日任太宰權帥太宰帥、文官也  
公式令云五衛府軍團及諸帶代者爲武本註云太宰  
府三關及内舍人不在武限義解云謂文云不在武限即知合帶仕既舉內舍人亦中齡至以上准而湏知  
文官あれども帶叙乃官也管家太宰權帥の時像也亦帶叙又画へ太刀ハ等繪太刀を画へ螺鈿珠玉かく比華鏡あります也

表袴ウツバタ乃事

一後代禮禁色人ハ右文ノ表袴ノを著フ非色の人ハ

梵色ムカシやうす平絹と同の右文也上古ハは別アリ本トれぬ人アリ之平絹と同の右文也上古ハは別アリ本ト朝文粹善相公ハ意見對事ハ臣伏ハ見ス寶觀元慶ハ代ハ親王公卿皆以生アス築紫絹ハ爲夏汗ハ絢曝絕ハ爲表袴ハ見スう絢ハ無文ハ古駄也善相公ハニ善清行也延喜ハ時代ハ人也其心表袴ハ右文アリ依て右の古駄ハ之アリ有文アリ画フ一  
笏ハシマ乃事

一延喜式より五位以上通用ハ牙笏白木笏ハ前記ハ後直ハ六位以下官人用ス木笏前挫後方ハ木笏ハ官公の像ハ笏ハ牙笏の如ク木笏の如ク画フ前記ハ前記ハ前記ハ

ナ甲もくあてこを有る所欲六位以下の笏前控と  
ミハ前ら方やす中穿り肉を三度すもつて前証と  
前控と相表裏もるあり説モ撰モ苟  
別ハ皆六画也

鑒ラムテ云

二年九月

水呑み事

一菅公席上よりまゝ像あり襪を脱りて水呑み  
画へりらず又内ノ御室ノ像あり丈六尺又  
画ヘ丈六尺の五足を前モ細もすりは時も襪を脱り色丁又庭上  
よりまゝ像あり襪の上に清水を洒ヘ

菅丞相面牀乃事

△凡古人乃像真人乃生は時モ嚴き足下す一画也  
達ふるが如き人死するう後は画より前後不  
ヘト也とよ其人在世の間は德儀行跡よりて君う子  
少人善人忠人相應とて西牀と画へ一菅公ハ文德  
有道の賢人也て君う子の氣象も人もてあつま  
けど顔をつらむるやうやかく威あつて猛つしげ  
ある一画ヘ一年五十餘歳なりよつてやうに肉置  
そつて髪も絶ち少白髪立ち一髪を画へ  
眉を作らつてす當を黒くすりとす寫は弊とそ  
眉をぬき法縫をむくるひ色の羽根のあせとす

さや海へ渡るよつえうして後代がその事後  
てうち院時代以前のかゆ味の俗画よハ吉ハト  
を實り盡みて左邊せられを恨深く憤りて西宮  
あらまひとひを詔と信ひ、吉公の顔を怖じ  
く眼を大見張て瞳白とすめにげ歎てみまく  
おどろき顔をあらせりかく世人の眼の金の  
カムヤマタシキ子ひをえすてあわせ一せ  
きよとほく出でしむわたりのやうじて画るは西  
もやゆりやせよせむの白画の像ルとつるぬる右  
のやく画りあり萬今僊画也信ひも事あり

### 渡唐天神の像の事

一 渡唐の天神の像と云ひあつ管公唐ハシマの事  
事の事であつ聖一國節氣紫博多を居住ス其後國  
師の居候の跡とてたゞ石を掘りてるが聖と天神  
と云あはれと書さり天神云々又佛法と被せると  
云聖一云愚僧の徑寺すくて法を聞き我師の徑山寺  
あるをかとぞ我師と就て法を聞くと云天神終る  
渡唐と無准にはと云て僧の衣裳を乞ひて梶花  
一枚と携て來て聖と相見て無准は法を受たる  
事を記す不二自院は是を書記す東福の事

極も如此書記せり又惟省の天神の贊云我は事  
不審あれす絶海已ノ賛して旨をしたれどそれより  
任せて贊ストモ羅山先<sup>生口語</sup>と東見記ノ見えたり右内  
天神渡唐ノ佛法トらるるあり事の右よ記シ  
であつてトといふ事の向シの傳スの妄說シ信スとよと  
うすん傍シ夷シ妙不思議シ好シ妄說シを作シ俗シを取シ  
者ス

管家の像天神の像シと云事

一住吉慶ス云土佐画工ノ家トは管公存生の時シ像シをス  
管家の像シえ薨後北歸ス祭スられス後シ像シをス天神シ

乃像シと云スこれシさめスのス事シ予シハ天滿シ  
大自在天神シと云ス称シと云善シとス思ス天シ上古シ君シ  
ゆシあシ川シはシ云是天神シ臣シと云ス川シ  
と云是地神シ也天地の神シとス思ス天シ臣シ尊卑シを分シ  
てスきシ管公シ臣シ何シ天神シのス信シんシや予シと  
称シてス管神シとス

安永九年庚子十月廿六日燈下書シ

伊勢平藏シ貞丈述

壬辰二月卯年一月廿五日  
乙未九日

大德

中興

天德



